

平成28年9月30日
道路局 国道・防災課

地方公共団体管理施設に 「道路メンテナンス技術集団」を派遣します ～直轄診断の実施～

道路の老朽化対策に関しては、多くの施設を管理している地方公共団体に対して、財政面、技術面等でこれまで以上の支援が求められています。

そこで、国土交通省では、地方公共団体への支援策の一つとして、点検等に際して緊急かつ高度な技術力を要する可能性が高い施設について、平成26年度より直轄診断^{*}を実施しています。

今年度は、下記の2施設について直轄診断を実施することとしましたので、お知らせ致します。

施設名	市町村名	直轄診断実施主体
まんごくぼし 万石橋	ゆざわ 湯沢市（秋田県）	東北地方整備局
みほこぼし 御銚橋	かんなまち 神流町（群馬県）	関東地方整備局

- ・各施設の内容については、別添をご覧ください。
- ・現地作業の実施日については、後日、各地方整備局より発表させていただきます。

※直轄診断：「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が責任を持って管理する」という原則の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの（複雑な構造を有するもの、損傷の度合いが著しいもの、社会的に重要なもの、等）に限り、国が地方整備局、国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人土木研究所の職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。

<問い合わせ先>

国土交通省 代表 TEL 03-5253-8111 直通 03-5253-8494

道路局 国道・防災課 道路保全企画室 企画専門官 森下 博之（内線 37813）

道路局 国道・防災課 課長補佐 武藤 聡（内線 37892）

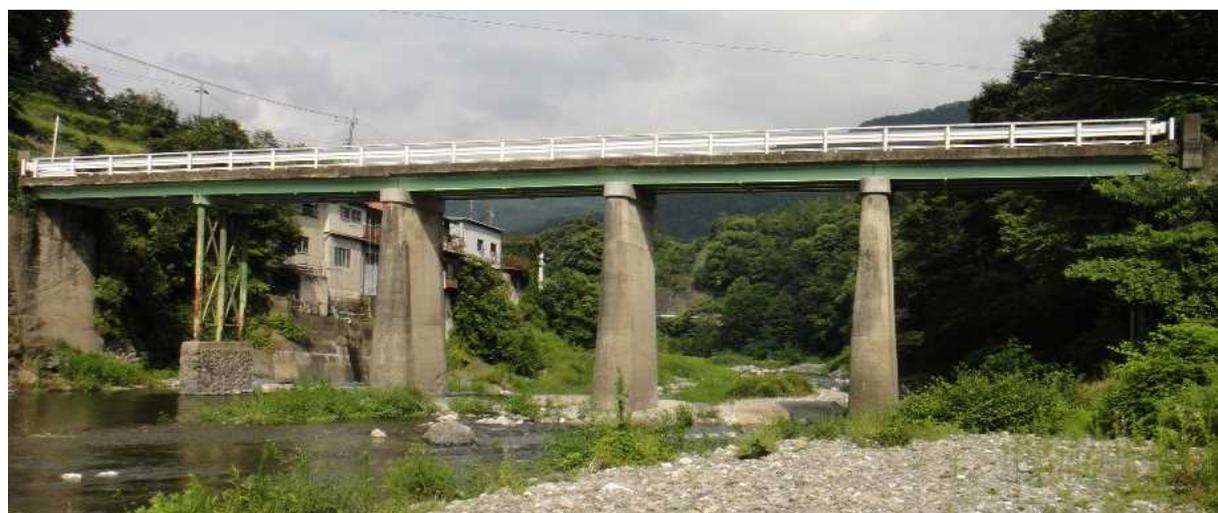
※本記者発表資料については、国土交通省ホームページ（アドレス：<http://www.mlit.go.jp>）にも掲載しています。

県名	町村名	路線名	施設名	建設年	延長 (m)	緊急性・高度な技術力の必要性 (市町村での点検結果より)
秋田県	ゆざわ 湯沢市	市道 ばばこまち 馬場・小町線	まんごくばし 万石橋	昭和 14年	171	桁全体に遊離石灰を伴うひび割れや鉄筋露出等が多数存在するほか、既設の補修・補強材の劣化がみられることから、これらを踏まえた補修検討が必要。
群馬県	かななまち 神流町	町道 みほこばし 御鉾橋線	みほこばし 御鉾橋	昭和 4年	46	床版、主桁、支承部に損傷が多数存在し、一部補修施工はされているが、詳細調査が必要な状態。さらに橋脚基礎の洗掘もみられることから、橋梁全体で安全性の評価が必要。

万石橋



御鉾橋



平成27年度直轄診断実施箇所

県名	町村名	路線名	施設名	建設年	延長(m)	直轄診断後の対応
福島県	しもごうまち 下郷町	町道 ぬまお 沼尾線	ぬまおシェッド 沼尾シェツド	昭和33年頃	189	修繕代行 事業
奈良県	とつかわむら 十津川村	村道 ひらたにたけとう 平谷竹筒線	さるかいばし 猿飼橋	昭和49年	139	修繕代行 事業
佐賀県	からつし 唐津市	市道 よぶこおおはし 呼子大橋線	よぶこおおはし 呼子大橋	平成元年	728	修繕代行 事業

平成26年度直轄診断実施箇所

県名	町村名	路線名	施設名	建設年	延長(m)	直轄診断後の対応
福島県	みしままち 三島町	町道 みやしたないり 宮下名入線	みしまおおはし 三島大橋	昭和50年	131	修繕代行 事業
群馬県	つまごいむら 孺恋村	村道 おおまえほそばら 大前細原線	おおまえはし 大前橋	昭和33年	73	大規模修繕・ 更新補助事業
高知県	によどがわちよう 仁淀川町	町道 によどあがわ 仁淀吾川線	おおど おおはし 大渡ダム大橋	昭和58年	444	修繕代行 事業

道路メンテナンス技術集団による直轄診断 募集要領

〈概要〉

道路の老朽化対策に関して、多くの施設を管理している地方公共団体に対して、財政面、技術面等でこれまで以上の支援が求められています。

この支援策の一つとして、緊急かつ高度な技術力を要する橋梁等に対する「直轄診断※」の実施箇所について、地方公共団体からの募集を行うものです。

応募された道路施設の中から、直轄診断の実施箇所を選定し、専門の技術職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣した上で技術的な助言を行うこととしています。

※直轄診断とは、技術力等の面での支援が必要と思われる地方公共団体が管理する橋梁・トンネル等の施設について、当該地方公共団体自らが実施した点検・診断結果を踏まえ、地方整備局等、国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人土木研究所の職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」が調査を行い、技術的助言を行うもの。

1. 直轄診断の要請

直轄診断の実施を要請する地方公共団体の長から国土交通省道路局長に対する要請については、別添様式にて当該施設が存する地域を管轄する地方整備局等において、要請を受け付けます。

2. 直轄診断要請に当たっての要件

要請に当たっては、平成 26 年 7 月 1 日に施行された道路法施行規則等に基づいた定期点検（施行前におけるそれと同等の内容の点検を含む）を地方公共団体自ら（外部委託による方法も含む）が実施していることを要件とします。

3. 直轄診断実施箇所の選定基準

直轄診断の実施箇所は、以下の4つの選定基準を全て満たすものとします。

- ① 当該施設の点検・診断・修繕に関し、複雑な構造を有する場合、劣化損傷の形態が特異な場合などの理由により高度な技術力等を要すること
例えば、以下のような構造物
 - ・ 吊り橋、斜張橋、アーチ橋、長大橋などの特殊な構造物・大規模構造物
 - ・ 急峻な谷間に存在するなど、高度な機械力を要する構造物
 - ・ アルカリ骨材反応、塩害、疲労破壊などの損傷が著しく、診断・修繕に高度な技術力を要する構造物
 - ・ 建設後50年以上を経過し、劣化度合いが深刻であるとともに、建設時の設計、施工方法等の詳細が不明な構造物
- ② 上記に対し、当該地方公共団体の技術力が十分とは言えないこと
- ③ 当該施設が社会的に影響の大きな路線に位置するものであること
- ④ 地方公共団体自らが実施した点検・診断結果を踏まえ、当該施設に関して早期の対策が必要と判断されること

4. 道路メンテナンス技術集団の派遣

道路局長は、直轄診断を実施する箇所を決定した場合、当該施設が存する地域を管轄する地方整備局長等に対して「道路メンテナンス技術集団」の派遣を通知するとともに、当該地方公共団体の長にその旨を通知します。

5. 直轄診断の実施

派遣された道路メンテナンス技術集団は、現地で調査を実施し、その結果について、当該地方整備局長等は書面により当該地方公共団体の長に対して報告します。

[様式]

〇〇〇〇 第 〇 〇 号
平成〇〇年〇月〇〇日

国土交通省
道路局長 殿

〇〇町長
〇〇 〇〇

道路メンテナンス技術集団による直轄診断の要請（案）

町道〇〇線〇〇橋の直轄診断を下記のとおり要請します。

記

1. 直轄診断を要請する施設等（以下「施設等」という。）
〇〇橋（町道〇〇線）
2. 施設等の所在地
〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地先
3. 施設等の概要
昭和〇〇年〇〇月完成
延長〇〇m
4. 直轄診断を要請する理由

※直近の点検結果について、道路橋定期点検要領（国土交通省道路局 H26.6）等の点検表
記録様式を添付することとし、それ以前の過去の点検結果も合わせて提出（様式自由）の
こと

■施設諸元

(ふりがな) 施設名		(ふりがな) 所在地	
(ふりがな) 管理者	(H.O. 〇時点) 人口	(ふりがな) 路線名	緊急輸 送道路 (該当〇)
建設主体		延長(m)	建設年(西暦)
構造形式		道路下の状況 県道〇〇線、〇〇川 JR●●〇〇本線 等	
直近の点検実施年度		交通量	

※点検実施結果については、道路橋定期点検要領(国土交通省道路局H26.6)等の点検表記録様式等を添付すること

これまでに実施した主な修繕工事

■直轄診断の必要性

①高度な技術力が必要であること

②技術力が十分でないこと(市町村の職員数(H.O. 〇時点)等)

③当該路線が社会的に重要であること(当該施設が通行止めになった場合の影響等)

④早期の対策が必要であること

その他特記事項

■問い合わせ先

--

別紙3 点検表記録様式
橋梁名・所在地・管理者名等

路線名	所在地	起点側	緯度	占用物件(名称)
			経度	
(フリガナ)				
管理者名	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路
	点検実施年月日			

点検者		点検責任者				
点検時に記録		措置後に記録				
部材名	判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場 合に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	措置後の 判定区分	変状の種類	措置及び判定 実施年月日
上部構造	主桁					
	横桁					
	床版					
下部構造						
支承部						
その他						

道路橋毎の健全性の診断(判定区分I~IV)		点検時に記録	
(判定区分)	(所見等)	(再判定区分)	(再判定実施年月日)

全景写真(起点側、終点側を記載すること)	
架設年次	橋長
	幅員

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。